

北朝鮮のミサイル発射に対し、厳重に抗議し断固たる措置を求める意見書

北朝鮮は、7月5日未明より断続的に大陸弾道弾「テポドン2号」を含むミサイルを計7回発射し、日本海に着弾させた。

平成10年8月にも威嚇とも言えるミサイルを発射し、我が国の上空を通過し、太平洋に着弾するという暴挙を行っている。

その後、北朝鮮は、平成14年9月にミサイル発射の凍結を日朝平壤宣言において確認しているにもかかわらず、今回のミサイル発射行為は、我が国を初め、世界平和を希求する全ての国に対しての蛮行であり、極めて危険な挑発行為である。

和歌山県議会は、この際、これらの北朝鮮の行為に対し、非難決議が採択された国連安全保障理事会の決定に基づき、国際社会と連携を取りながら厳重に抗議し、強力なる経済制裁を含むあらゆる措置を断固行うよう強く求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成18年7月19日

和歌山県議会議長 向井 嘉久藏

(意見書提出先)

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣

外務大臣

財務大臣

経済産業大臣

国土交通大臣

防衛庁長官